

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように設定したので、同条第 4 項の規定により公表する。

令和 7 年 3 月 4 日

東京都知事 小池 百合子

第 1 くろまぐろ（小型魚）

| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 |
|-------------------------|-----------|
| 東京都大島地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業 | 9.3 トン |
| 東京都三宅地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業 | 7.0 トン |
| 東京都八丈地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業 | 7.0 トン |
| 東京都小笠原地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業 | 0.1 トン |
| 東京都くろまぐろ（小型魚）定置漁業 | 0.5 トン |

第 2 くろまぐろ（大型魚）

| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 |
|-------------------------|-----------|
| 東京都大島地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業 | 19.0 トン |
| 東京都三宅地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業 | 19.0 トン |
| 東京都八丈地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業 | 19.0 トン |
| 東京都小笠原地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業 | 2.0 トン |
| 東京都くろまぐろ（大型魚）定置漁業 | 0.5 トン |